

5. ふれあい活動（環境学習等）

5.1 ふれあい活動の展開

（1）実施者

- ・河川管理者、野川自然の会等が各々の特性や特技にあわせて実施していく。

（2）想定する利用形態

- ・自然再生した箇所での利用形態は次のように想定している。
 - ①自然と人のふれあい、自然を通じた人と人のふれあいの場
 - ②人々の安らぎの場、くつろぎの場、散策利用の場
 - ③野川自然の会、学校等による自然観察、環境学習の展開

（3）環境学習の展開

- ・各箇所に適した環境学習プログラムの整備（田んぼの学習プログラム、湿地・池での学習プログラム等）
- ・野川自然の会が主体的に、自然観察会や環境学習活動を展開していく。
- ・モニタリングとあわせた観察会の実施を検討する。
- ・環境学習の素材となるモニタリング等の自然環境に関する情報を共有し、公開していく。
- ・環境学習において活動支援施設等を使用するなど施設の活用を図っていく。

（4）立ち入りの制限、利用過多対策

- ・半湿地周辺及び深池周辺、あるいは整備効果等を検証している場所は、状況により立ち入りを制限したり、生息生物の保全地区（人の立入制限地区）と、利用地区に分けて利用していく等の対策を講じる。そのために看板等を設置し広報する。
- ・湿地や植生管理を行っている区域は利用過多の状況とならないよう、利用方法に配慮する。

5.2 利用附帯施設の整備

- ・ふれあい活動を行うにあたり、次のような観点から、附帯施設の整備を行っていく。
 - ①利用過剰な状況を避けること、踏圧により環境が悪化しないようにする。
 - ②人々の踏みつけにより整備した箇所が壊れないようにする。
 - ③安全な利用を図る。
- ・整備する附帯施設は次の通りである。
 - ①看板（説明版・案内板等）

現地で自然再生事業をPRし、関心や理解を得る。不適切な施設の使用、生物の放流等をしない等の利用ルールの啓発を図る。
 - ②観察用通路・木道・観察デッキ
湿地等への立入や水際部の環境（エコトーン）が破壊されずに利用（観察等）ができるように、必要に応じ、通路や木道、観察デッキ等の整備を行う。
 - ③進入防止施設・転落防止施設
深池、ため池等である一定水深以上立ち入れないようにする杭や柵等を整備する。

5.3 活動支援施設の利用方法の検討

- ・自然とのふれあい活動を強化することから、活動支援施設の新たな活用方策を検討していく。